

山梨県公報

第七百九十九号

平成十九年

十月十五日

月 曜 日

目次

告示

青少年の生活意識調査の実施……………七二七
保安林の指定の予定(四件)……………七二七

公告

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………七一九
土地改良区役員の退任及び就任……………七一九
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………七一九

企業局

山梨県企業局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部改正……………七二一

告示

山梨県告示第三百六十五号

青少年の生活意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。
平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査の目的

この調査は、県内に在住する青少年の行動実態及び生活意識の特質を的確に把握し、今後の青少年行政の各分野での施策を充実させるための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 本人及び家庭に関する事項
- 2 友人関係に関する事項
- 3 学校及び職場に関する事項
- 4 携帯電話等の利用実態に関する事項
- 5 青少年非行等に関する事項

6 社会参加活動に関する事項

7 郷土に関する事項

8 青少年施策に関する事項

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内に在住し、平成十九年四月一日現在、十二歳から二十三歳までの者から無作為に抽出した二千人

四 調査の期日

平成十九年十月二十二日から同年十一月五日まで

五 調査の方法 自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行つた。

山梨県告示第三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

韮崎市下祖母石の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
下祖母石の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

韮崎市神山町鍋山字南林二三九五、二四二七の二、二四二九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南林二三九五・二四二七の二・二四二九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南アルプス市築山字堀西七三三、八〇八から八一〇まで、八一一の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堀西七三三・八〇九・八一〇・八一一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市明野町浅尾字下日向一九八二の一、字明日日向一九八三の一、一九八四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字明日日向一九八三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定した。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社みやびみやび甲府薬局	甲府市下飯田二丁目三番三二号	平成十九年十月一日
有限会社みやびみやび勝沼薬局	甲州市勝沼町勝沼九四三番地六	平成十九年十月一日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	大村 晴秀	甲州市塩山上於曾七五六番地二	平成十九年九月三十日

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	長田 一明	甲斐市亀沢三九二二番地	平成十九年十月一日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年九月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社勝榮建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市古府中町四千九百十四番地一
 - 3 代表者の氏名 大原勝一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第九五三号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年八月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年九月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 長沼土木工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原四千三百二十二番地一
 - 3 破産管財人の氏名 重隆憲
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第四三五四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年八月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年九月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社井出工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千九百八番地一
 - 3 代表者の氏名 井出弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第二七五四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工
事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年八月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した
旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年九月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 太田建設工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市ときわ台一丁目七番五号
 - 3 破産管財人の氏名 佐々木亮
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六六〇号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年九月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した
旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年九月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 松永工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町和田千九百十番地
 - 3 代表者の氏名 松永春男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第六六一四号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年八月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止
した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年九月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社近藤設備工業
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町下矢作百七番地
 - 3 代表者の氏名 近藤修一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八五八三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工
事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十九年九月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した
旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年九月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 タカラ電気株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市相生二丁目三番十五号
- 3 代表者の氏名 高橋光人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第一二七七号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十九年九月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年九月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社大建興業
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市一町畑百七十八番地四
 - 3 代表者の氏名 大久保保男
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八六四七号
 - 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となつた事実 平成十九年九月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年九月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社名取組土木
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市有野三千百九十九番地
 - 3 代表者の氏名 名取亮
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第一八九六号

- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成十九年九月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

企業局

山梨県企業局告示第一号

山梨県企業局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定(昭和六十一年山梨県企業局告示第二号)の一部を次のように改正し、平成十九年十月十五日から適用する。

平成十九年十月十五日

山梨県公営企業管理者 望 月 三千雄

第二号の表山梨県民信用組合の項中「本店、石和支店及び石和南支店」を「本店及び石和支店」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番